

消費生活センターだより

NO.41

浦安市消費生活センター
〒279-8501 浦安市瑞実1-1-1
TEL. 047-390-0086
FAX. 047-390-6521

見守り 新鮮情報

SNS上の投資 グループ内で 勧誘される FX取引に注意

LINEで友達申請してきた人から、投資グループに誘われた。そのグループ内で「高倍率の取引ができる海外FXの情報を入手して一緒にもうけよう!」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された個人名義の口座に50万円振り込んだ。FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出たところ、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、毎回異なる個人名義の口座に計700万円を振り込んだ。しかし、約50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと出金できない」と言われた。元金だけでも回収したい。(70歳代)



ひとこと助言

詐欺かもしれないよ!



見守るくん

- SNS上の投資グループ内で勧誘される詐欺的なFX取引に関する相談が寄せられています。確実にもうかる話はありません。
- 取引画面上では利益が出ているように見えても、画面自体が架空で、実際に取引されていない場合があり、注意が必要です。
- 通常のFX取引で個人名義の口座を使って入金させることはありません。振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺の可能性が高いため、絶対に振り込まないでください。
- FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を金融庁HPにある「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認しましょう。掲載のない無登録業者との契約は行わないでください。
- FX取引はリスクの高い取引です。仕組みがよく分からなければ契約しないでください。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

SNS をきっかけとした 投資詐欺に注意!



出典：国民生活センター HP より

SNSの広告をきっかけとして、著名人を名乗ったり、つながりを示したりして投資を勧誘されたという消費者トラブルが急増しています。投資名目で振り込みをしたものの、「出金するために追加費用が必要といわれた」「相手と連絡が取れなくなった」などの被害が多く発生しています。このような投資詐欺に関する相談は全国の消費生活センターなどに寄せられており、2023年度の相談件数は2022年度と比べて約9.6倍と急増しています。また、平均購入金額も高額化しています。

要注意 投資詐欺、偽広告の可能性がります!!

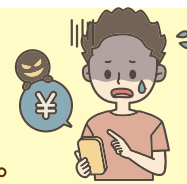
著名な投資家や経済学者等、本人に無断で写真や氏名等を使用した勧誘の可能性があります。



他のSNSへ誘導し、金銭を騙し取るケースがあります。

要チェック 騙されないためのポイント

- ✓ SNSやマッチングアプリで勧誘を受けた場合は、まずは疑おう。
- ✓ 「必ず儲かる」「有名人もやっている」と言われたら、詐欺を疑おう。
- ✓ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない!
- ✓ 投資内容や紹介アプリが確かなものか、インターネットで検索しよう。
- ✓ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えよう。
- ✓ SNS上だけのやりとりの人との連絡先交換は慎重にしよう。



国民生活センターのHPで注意喚起を行っています



若者が標的に!? 悪質な副業・投資の勧誘に注意

経済的な不安をもつ若者を標的とした副業や投資などに関する相談が多く寄せられています。「副業や投資の説明のため」「借金する方法を教える」などと、遠隔操作アプリをインストールするよう指示され、複数の貸金業者から投資資金の借金をさせる手口が目立っています。

- ☠️ 遠隔操作アプリは安易にインストールしないで!
- ☠️ 借金をしてまで副業や投資の契約をしないで!

令和
5年度

消費生活センターに寄せられた主な相談トップ10

順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	商品一般	96	身に覚えがないメールやハガキによる架空請求や不審な着信があった、不審な荷物が届いたなどの相談
2	金融・保険サービス	82	生命保険や損害保険、預貯金・証券、情報商材、投資取引、住宅ローン・サラ金、多重債務などに関する相談
3	保健衛生品	81	医薬品や医療用具、化粧品及び理美容器具・用具などに関する相談
4	教養・娯楽サービス	80	旅行、習い事、資格講座、映画、コンサート、レジャー施設、出会い系などに関する相談
5	教養娯楽品	79	学習教材や書籍・印刷物、スポーツ用品、パソコン、カメラ、楽器などに関する相談
6	保健・福祉サービス	72	医療サービス、理髪・エステ、社会保険、保育園及び老人福祉サービスなどに関する相談
7	レンタル・リース・貸借	58	レンタル商品に関する相談やアパート、マンションなどの賃貸借契約に関する相談
8	被服品	57	和服、洋服、履物、かばんやアクセサリなど身につけて使用するものなどに関する相談
9	運輸・通信サービス	56	旅客・貨物運送サービス、携帯電話やインターネット通信及び放送などに関する相談
9	他の役務	56	外食や食事の宅配、不用品回収や電化製品の修理などの代行サービスなどに関する相談

令和5年度に寄せられた相談は、987件で、前年度と比較して41件減少しました。しかし、注文した覚えのない荷物に関する相談、また、健康食品や化粧品などの定期購入に関する相談、多重債務に関する相談件数は依然として多く、そのほか情報商材や暗号資産による投資トラブルに関する相談件数は増加しました。

消費者月間パネル展を開催しました

毎年5月は、「消費者月間」です。消費者月間では消費者の安全・安心な暮らしのため消費者問題に関する啓発・教育等の関連事業を集中的に実施しています。

令和6年度は、5月1日(水)から31日(金)まで市役所1階市民ホールにおいて、「デジタル社会に求められる消費者力とは」をテーマとし、豊かな生活を送るための社会のデジタルサービスの仕組みやリスクへの理解など、デジタル化において求められる知識や情報を身につけていただくため「消費者月間パネル展」を開催しました。



出張消費生活相談

「地域包括支援センターサテライト(出張相談所)」の開設に伴い、消費生活センターではより身近に市民の方に消費生活相談をしていただけるよう、月1回の出張相談を実施しています。

開催日時など
詳細はこちら



困ったときは、 消費生活センターにご相談ください!



どんな相談に乗ってくれるの?

「1回きりと思ったら定期購入だった」
「突然訪問してきた業者と高額な屋根修理契約をしてしまった」
「ネットで注文した商品が届かない」
「詐欺にあってしまったかもしれない」
「家賃や退去費用で貸主と揉めている」
「借金の返済に困っている」

…などなど、消費生活上のトラブル相談に応じます!



浦安市消費生活センター

センター所在地 : 浦安市役所10階(浦安市猫実1-1-1)

相談専用電話 : 047-390-0030

相談日 : 平日/月~金

相談時間 : 午前10時~午後4時

相談は無料、秘密は厳守いたします

消費生活センターでは各種講座も開催しています。

消費者教育講座

暮らしに役立つテーマを取り上げた、専門講師による講座です。詳細や申込は「広報うらやす」や「浦安市HP」などで随時お知らせします。

出前講座

消費者トラブルの未然防止法、対処法について消費生活相談員がお話しします。会場をご用意の上、10人以上でお申し込みください。